

令和2年度答申第9号
令和2年4月24日

諮問番号 令和2年度諮問第1号、第2号（令和2年4月7日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、2回にわたり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条3号所定の被爆者に該当すると主張して（1回目は国民学校で、2回目は自宅近くの防空壕で、それぞれ被爆して負傷した者（以下「被爆負傷者」という。）の救護をしたと主張して）、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請をしたところ、処分庁が、審査請求人の主張に係る上記事実を確認することができないとして、上記交付申請をいずれも却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条3

号には、「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」が掲げられている。

- (2) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。
- (3) 上記(1)の被爆者援護法1条3号の要件該当性の判断、すなわち、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断については、広島県、長崎県、広島市及び長崎市が、協議の上、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」（以下「本件審査指針」という。）を取りまとめたことから、厚生労働省は、各都道府県、広島市及び長崎市に対し、被爆者健康手帳の交付申請については本件審査指針に従って審査するよう依頼する事務連絡（平成22年2月23日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針について」）を发出している。

本件審査指針では、原子爆弾が投下されたその後、次のいずれかの被爆状況に該当する者（以下「被爆状況該当者」という。）は、被爆者援護法1条3号に該当すると認めることとし、被爆状況該当者に該当しない者については、次のいずれかの被爆状況に相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととしている。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第216号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項に定める期間内（広島市に投下された原子爆弾については、昭和20年8月20日までをいう。以下イ及びウにおいて同じ。）に、原子爆弾が投下された当時の被爆者援護法施行令別表第二に掲げる区域以外の区域（以下「被爆者援護法1条3号適用区域」という。）において、被爆負傷者が多く集合していた環境（15名以上の被爆負傷者が収容されている収容施設等又は5名以上の被爆負傷者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）をいう。）に相応の時間とどまった（2日以上、上記の環境にいたこと又

は1日であっても、午前及び午後に上記の環境にいたことを確認することができる場合に該当することをいう。)と認められる者

イ 被爆負傷者が収容されている環境にいたが、上記アに該当しない者については、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、被爆負傷者との接触により、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあった(被爆負傷者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合に該当することをいう。以下ウにおいて同じ。)と認められる者

ウ 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆負傷者と接触があった者であって、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められるもの

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年4月26日、処分庁に対し、昭和20年8月7日から、被爆者援護法1条3号適用区域にあるB国民学校で被爆負傷者の救護をしたとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(以下「本件先行申請」という。)をした。

(本件先行申請に係る被爆者健康手帳交付申請書)

- (2) 処分庁は、平成29年8月3日付けで、審査請求人に対し、審査請求人の申請内容を確認することができないから、審査請求人は被爆者援護法1条3号所定の被爆者に該当しないと理由を付して、本件先行申請を却下する処分(以下「本件先行却下処分」という。)をした。

(本件先行却下処分に係る被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知))

- (3) 審査請求人は、平成29年10月6日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件先行却下処分を不服として1回目の審査請求(令和2年度諮問第1号に係るもの)をした。

(審査請求書)

- (4) 審査請求人は、平成29年10月6日、処分庁に対し、昭和20年8月12日から同月16日まで、被爆者援護法1条3号適用区域にある自宅近くの防空壕で被爆負傷者の救護をしたとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(以下「本件後行申請」という。)をした。

(本件後行申請に係る被爆者健康手帳交付申請書)

- (5) 処分庁は、平成30年1月10日付けで、審査請求人に対し、審査請求人の申請内容を確認することができないから、審査請求人は被爆者援護法1条3号所定の被爆者に該当しないとの理由を付して、本件後行申請を却下する処分(以下「本件後行却下処分」という。)をした。

(本件後行却下処分に係る被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知))

- (6) 審査請求人は、平成30年3月26日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件後行却下処分を不服として2回目の審査請求(令和2年度諮問第2号に係るもの)をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和2年4月7日、当審査会に対し、1回目の審査請求も2回目の審査請求も棄却すべきであるとして各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人がB国民学校で被爆負傷者の救護をしたこと及び自宅近くの防空壕で被爆負傷者の救護をしたことは、いずれも事実であるから、本件各却下処分(本件先行却下処分及び本件後行却下処分)の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条3号の要件に該当することを確認することができないとして、1回目の審査請求も2回目の審査請求も棄却すべきであるとしている。

- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 1回目の審査請求について

審査請求人は、昭和20年8月6日当時、B国民学校の初等科1年生であったと主張し、一緒に被爆負傷者の救護をした者として、実際にB国民学校に在籍していた友人のP(以下「友人P」という。)の名前を挙げているから、審査請求人が当時B国民学校の初等科1年生であったという主張には一定の信憑性がある。しかし、友人Pの被爆者健康手帳の交付申請時の資料には、審査請求人に関する記載がない。また、審査請求人が主に救護をしたと主張する叔母のQ(以下「叔母Q」という。)は、事情聴取ができる状態にない。そして、他に、審査請求人が、同月7日以降、B国民学校で被爆負傷者の救護をしたという主張を裏付ける証拠は存在しない。

(2) 2回目の審査請求について

審査請求人は、昭和20年8月12日以降、8名程度の被爆負傷者が収容されていた自宅近くの防空壕で主に叔母Qの救護をしたと主張するが、その主張を裏付ける証拠は存在しない。また、上記防空壕の場所、広さ及び構造が不明であり、上記防空壕に収容されていたという被爆負傷者の人数を裏付ける証拠も存在しない。

- (3) そうすると、1回目の審査請求についても、2回目の審査請求についても、審査請求人が本件審査指針に定める被爆者援護法1条3号の要件に該当することを確認することができない。

したがって、本件各却下処分は違法又は不当なものとは認められず、本件各審査請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

ア 1回目の審査請求について

審査請求受付（処分庁）：平成29年10月6日

（審査庁）：同月12日

審理員の指名：令和元年8月30日

（審査請求受付から約1年11か月）

審理員意見書提出：令和2年3月6日

（審査請求受付から2年5か月）

諮問：同年4月7日

（審査請求受付から約2年6か月）

イ 2回目の審査請求について

審査請求受付（処分庁）：平成30年3月26日

（審査庁）：同年4月3日

審理員の指名：令和元年8月30日

（審査請求受付から約1年5か月）

審理員意見書提出：令和2年3月6日

（審査請求受付から約1年11か月）

諮問：同年4月7日

（審査請求受付から約2年）

- (2) そうすると、本件では、審査庁による審査請求受付から審理員の指名ま

で、1回目の審査請求では約1年11か月、2回目の審査請求では約1年5か月もの長期間を費やしたため、審査請求受付から諮問までに、1回目の審査請求では約2年6か月、2回目の審査請求では約2年もの期間を要している。換言すれば、審理員の指名が速やかに行われていたならば、審査請求受付から諮問までの期間は、1回目の審査請求でも、2回目の審査請求でも、7か月程度で済んだものと考えられる。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件各審査請求受付から本件各諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件先行申請では、原子爆弾投下当時、B国民学校の初等科1年生であったところ、同校の校長や担任のR先生から、同校に被爆負傷者が運ばれてきたので、その救護を手伝うようにとの指示を受け、昭和20年8月7日から、友人Pとともに、叔母Qを含む多くの被爆負傷者の救護をしたと主張し（本件先行申請に係る被爆者健康手帳交付申請書添付の被爆申述書）、本件後行申請では、同校に収容される被爆負傷者が多くなってきたので、叔母Qを同校から自宅に連れて帰ったが、叔母Qを自宅近くの防空壕に入れることになり、同月12日から同月16日まで、その防空壕で、母のS及び叔母のTとともに、叔母Qと8名くらいの被爆負傷者の救護をしたと主張している（本件後行申請に係る被爆者健康手帳交付申請書添付の被爆申述書）。

したがって、本件では、審査請求人が本件審査指針に定める被爆状況該

当者（上記第1の1の(3)のア又はイ）に該当するかが問題となっているが、審査請求人は、この点に関する上記主張を証明する資料を何ら提出していない。

- (2) 一件記録を検討すると、B国民学校に被爆負傷者を収容する施設が開設され、多くの被爆負傷者が収容されたことが認められ（C原爆戦災誌第4巻所収・同誌第2編第5章第2節第2項（D市における救援状況））、叔母Qも被爆して負傷し、同校に収容されて救護を受けたことを示す資料（友人Pの被爆者健康手帳の交付申請時の資料）はあるが、この資料には、審査請求人が同校で被爆負傷者の救護をしたことをうかがわせる記載は見当たらない。そして、審査請求人が名前を挙げているB国民学校のR先生や同校の他の教員（U）の被爆者健康手帳の交付申請時の資料にも、同校の初等科1年生が被爆負傷者の救護をするよう指示を受けたことや被爆負傷者の救護をしたことをうかがわせる記載は見当たらないし、処分庁が調査したところによると、同校の初等科1年生であった者に対する被爆者健康手帳の交付事例は、A県でもE市でも見当たらない（処分庁の審査庁に対する令和2年4月17日付け回答）。そうすると、本件先行申請については、審査請求人がB国民学校で被爆負傷者の救護をしたという事実を確認することができない。

また、一件記録を精査しても、叔母Qが審査請求人の自宅近くの防空壕に入れられたことをうかがわせる記載は見当たらない。そして、処分庁が、審査請求人の自宅があったF町の居住者で被爆負傷者の救護をしたとして被爆者健康手帳の交付を受けたものの当該救護の状況を調査したところによると、防空壕で被爆負傷者を救護したという事例は見当たらない（処分庁の審査庁に対する令和2年4月17日付け回答）。そうすると、本件後行申請についても、審査請求人が主張する防空壕で被爆負傷者の救護をしたという事実を確認することができない。

- (3) したがって、審査請求人については、本件審査指針に定める被爆状況該当者（上記第1の1の(3)のア又はイ）に該当する事実があったことを確認することができないし、他に、本件審査指針に定める被爆状況に相当する被爆事実があったことを確認することができる資料もないから、審査請求人は、被爆者援護法1条3号所定の被爆者に該当しない。

よって、本件各却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各
諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公